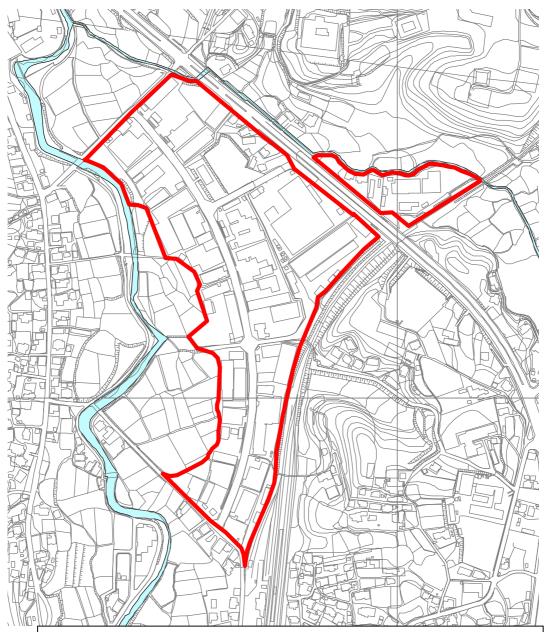
小倉鉄工団地付近

(小倉南区大字石原町)





- * 当該区域における建築物の規模及び用途の制限
- 規模
 建蔽率 60%、容積率 200%

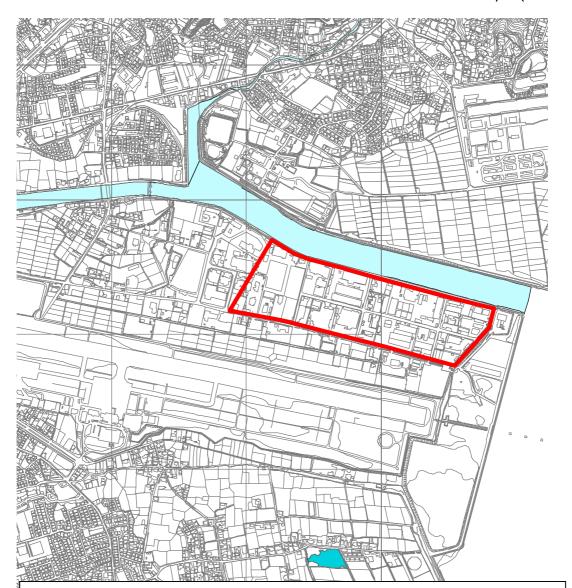
2. 用途

工業地域に適用される基準に適合するものであること ただし、工場、倉庫、事務所、当該区域の事務所の共同福利厚生施設、 その他これらの建築物と用途上不可分の施設に限定する

曽根工業団地



(小倉南区新曽根地区内)



- * 当該区域における建築物の規模及び用途の制限
- 1. 規模

建蔽率 60%、容積率 200%

2. 用途

工業地域に適用される基準に適合するものであること ただし、工場、倉庫、事務所、当該区域の事務所の共同福利厚生施設、 その他これらの建築物と用途上不可分の施設に限定する

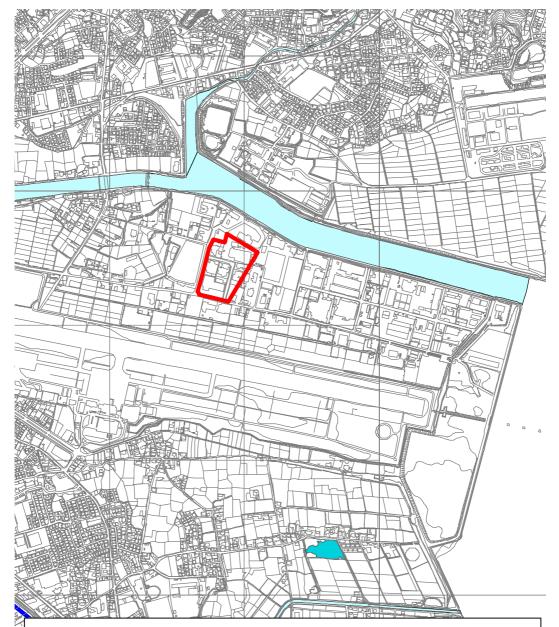
* 参考

当該区域の団地は、旧小倉市の誘致により、北九州工業共同組合が 昭和36年~37年にかけて造成し、線引決定の日には建築物の用に供 していたものである

東小倉工業団地



(小倉南区新曽根地区内)

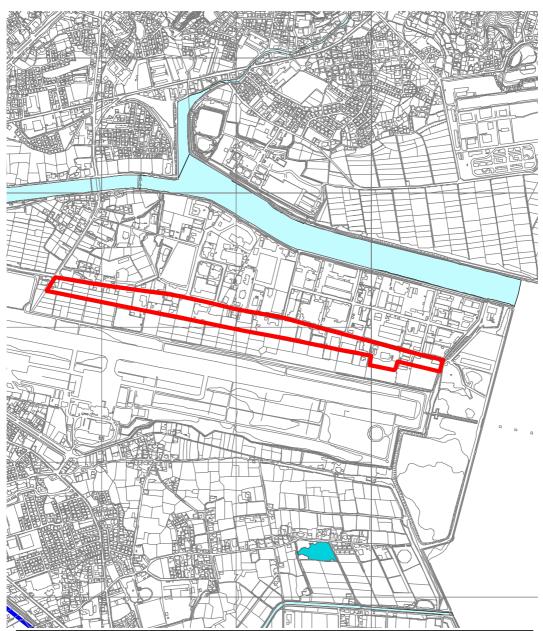


- * 当該区域における建築物の規模及び用途の制限
- 規模
 建蔽率 60%、容積率 200%
- 2. 用途

工業地域に適用される基準に適合するものであること ただし、工場、倉庫、事務所、当該区域の事務所の共同福利厚生施設、 その他これらの建築物と用途上不可分の施設に限定する

小倉南区新曽根地区





- * 当該区域における建築物の規模及び用途の制限
- 規模
 建蔽率 60%、容積率 200%
- 2. 用途 準工業地域に適用される基準に適合するものであること ただし、ホテル、旅館、遊戯施設、風俗施設を除く